



## 新社会福祉法施行に伴う理事会・評議員会の運営の指導に相違 ～国や各所轄庁での解釈・取扱いなど相違が鮮明に～

◆新社会福祉法は本年4月より完全施行され、5月から6月にかけて、新法に基づく理事会や定時評議員会が順次開催されています。しかし2月下旬の時点で定款変更の申請が行われていない法人が1割超との報告等もあり、整備状況が懸念されている状況です。

また、会計監査人設置法人における取扱いや社会福祉充実計画の取扱いなどを除く、すべての法人に関連する理事会等の運営方法についても、厚労省のQ&Aや各所轄庁が公表する「手引き」やFAQの間にも、いろいろな齟齬が見られるようです。現場においては、今後の理事長の登記手続きなども見据えて、見落としやすい手続き（例えば、定時評議員会前の理事会に現行監事が欠席した場合の手続きなど）にも留意する必要があります。

一般の法改正の主旨の一つとして“ローカルルールの排除”が挙げられていましたが、所轄庁のサイトでは“当県での考え方である”旨が記載されているものもあり、まだまだ現実には難しい面があるようです。（本部編）

### 所轄庁等による見解の相違に 留意すべき項目の例

- (1) 役員から就任承諾書を徴する日付  
⇒ 定時評議員会開催前か、後か
- (2) 評議員や役員に対する委嘱状の交付  
⇒ 交付の要否、交付するときの交付者は誰か
- (3) 定時評議員会前の理事会に監事が欠席した際の必要書類  
⇒ 定時評議員会に監事の選任議案提案に係る  
監事の同意書の要否
- (4) 理事長選任のための理事会の開催時期  
⇒ 即日か、翌日以降か（民法140条関連）
- (5) 理事長選任のための理事会についての  
「決議の省略」の手続きによる場合の書類や日付  
⇒ 決議の省略の提案通知や理事の同意書、監事の異議  
申し立てを行わない確認書等の記載内容や日付  
など

## 民間企業の障害者雇用率2.3%に ～平成30年度は2.2%～

◆厚労省労働政策審議会（会長：樋口美雄慶大教授）は5月30日、障害者の法定雇用率について、諮問を受けていた「障害者雇用率について(案)」を“妥当”とする旨の答申を行いました。平成30年4月に現在の2.0%から2.2%に引上げ、障害者の就労環境の整備状況を見つつ、2020年度末までに2.3%にする計画です。また平成30年4月からは精神障害者の雇用が義務化され、障害者雇用率の算定式に精神障害者を追加することとなること等を踏まえて引上げられるもので、その影響もあって引上げ幅は過去最大の0.3ポイントとなりました。

6月2日に厚労省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課が公表した「平成28年度の障害者の職業紹介状況」によれば、ハローワークを通じた障害者の就職件数は、平成27年度の90,191件から、93,229件へ増加しており（対前年度比3.4%増）となりました。また就職率も48.6%へと上昇（同0.4ポイント上昇）しています。

社会全体での障害者の雇用に対する機運が高まり、且つ徐々に実っている傾向が見られます。

（参考：厚労省HP／日本経済新聞）

### ＜引上げの概要＞

- 1 障害者雇用率について
  - 民間企業は、現行の2.0%を2.3%へ引上げ（当分の間2.2%、3年を経過する日より前に2.3%）
  - 国及び地方公共団体並びに特殊法人は、  
現行の2.3%を2.6%へ引上げ（当分の間2.5%、3年を経過する日より前に2.6%）
  - 都道府県等の教育委員会は、  
現行の2.2%を2.5%へ引上げ（当分の間2.4%、3年を経過する日より前に2.5%）
- 2 施行期日 平成30年4月1日

## 介護保険料滞納差押え過去最多 ～2015年度の高齢者～

◆厚労省の老健局介護保険計画課は5月30日、「平成28年度介護保険事務調査の集計結果について」と題する調査結果を公表しました。この調査は、全国1,741の市町村を対象に平成28年の4月1日現在の状況について行われたもので、回答率100%でした。

調査全体は、65歳以上の第1号被保険者についてのもので、特別徴収対象者は約3,024万人、普通徴収対象者は約381万人でした。調査の中では要介護認定の調査方法や事業の実施状況なども行われていますが、そのうちの項目として、滞納処分を受けた人に関するものも行われています。

介護保険料の滞納が継続している人がいる場合には、市町村は地方税などのルールに沿って資産の差し押さえを行います。2015年度は32.4%にあたる564市町村が実施に踏み切っており、前年度に比べて47市町村増加しました（調査開始の2012年度以降で最多）。また実際に市町村から資産の差し押さえ処分を受けた65歳以上の高齢者は、13,371人で過去最多となったことがわかりました。2014年度までの2年間分の滞納総額は約591億円で、結果的に回収できた滞納分は約6割にとどまったという結果になっています。

保険料は多くの方が年金から天引きされていますが、年金が年18万円未満の人は自分で納める必要があり、滞納者の大部分を占めているようです。介護保険制度では、2年以上の滞納があると介護サービスの自己負担が3割負担となるペナルディーがありますが、2015年度中の該当者は10,447人にのぼりました。

詳しくは、厚労省老健局介護保険計画課の「介護保険最新情報Vol.592」をご覧ください。

（参考：厚労省HP／毎日新聞）